

時事新報

明治廿三年六月廿四日
書暦庚寅五月八日
火曜日
午後二時三十一分
(丙子)

内に編入せずして民法の内に加へたるなどは最も其書を得るものありとの議論あり又民法、商法、訴訟法の三法典を参照し來れば往々相衝突する所ありとて法律に無心ある人々の中には其等の研究に着手したる向も

出されたる
上の主義にて
の進歩度を
於て一致す

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價選送料廣告料へ左ノ如シ

一枚二額○一月前金五十銭○三月前金一圓五十銭○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○味亭銀座ヨリ直接ニ郵便ニテ運送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一月十五號ニ運送料ヲ半費ク

月曜日井に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應す此場合には新報代價一箇月前金八銭にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

一行五百字廿四字詰	一日限	二日以上
一 冊	二・付	大 日 在
十二 銀	十一 銀	七 日 以 上
十 銀五 里	十 銀五 里	

農商務省の省是を定む可し

農商務省立省以來僅々十年の其間に長官交迭の頻繁な

りしるど他に其類例を見ず其交迭ある毎に長官の思ひ

くに詰築奇案を出さんとして事を繁くしたるの一事

も亦他に類例なかる可じブルース條例は發布したる儘

その實施を延擱したれども来る明治二十四年に至りて

果して之を實施するふとを掛べきや如何、是れ實に今

日問題なるべく鐵山條例は大に改正する所ある可し

云ひ度量衡條例も亦その面目を改む可しと云ひ從來

民間私の集會たりし彼の商法會議に就ても更に新條

例を作りて之れに附するに言の性質を以てせんとする

の趣向ありと云ひ其他林政の事なり或は又諸物產保護

商務大臣は如何なる施術を以て之を根治せんと欲する

や從來農商務省の流儀を見るに所謂勸業を目的として

知らず識らず其事を繁くしたる者にして今後長く此流

儀を傳ふ可しに非ず新任大臣は之れに處して追遇され

ば之れを縮めんとするか大に其手を廣げんとするか或

は之れを縮めんとするか我觀若し他日大臣の所思を察

くとを得ば遂に其得失を論評する所ある可し因て今

より爰に十年、此間省の成績に因り今後の方針上に關し

て聊か卓見を開陳する所あらんと欲するなり

然根もあらん病因もあらんと思はるれども新任陸奥農

商務大臣は如何なる施術を以て之を根治せんと欲する

や從來農商務省の流儀を見るに所謂勸業を目的として

知らず識らず其事を繁くしたる者にして今後長く此流

儀を傳ふ可しに非ず新任大臣は之れに處して追遇され

社会に言ふ可らざるの混雜を來すとあさや如何は姑く
重き斯かる新法を導うんと甲是乙非、條例發布の前後
より實施延期に至るまで全國米商會所、株式取引所等
の株券に其程度異常の亂高下を生じて營業者を迷惑せ
しめたる其間接直接の損害も中々容易あらざる可し又
被の勸業等に涉りては官民相對して事を爲すに手續萬
端乙甲にして例へば農業獎勵の爲め政府が一挺の銀を
所、都役所より月長役場と順次遷傳して一個人の手に
人民に貸下ぐるの場合ありと假定せんに縣廳より都役
所は破損などありて之を政府に返還せんとすれば幾道の
書面を認めて順次之れを返上せざるを得ず斯くて農業
省にては其書面上の願意に就き更に諸局課と打ち合
せ其代金が大藏省に繕故あれば又之を同省に掛合ひ夫

より命令を遞下して之を本人に賣り渡すか或は之を公

賣するか此等の事情に隨て一挺の銀を充分するに政府

と人民との其間より農業の文書を往復するやを知らす特

に彼の種牛販下等の場合には牛に人夫が附添ふて多少

の日當を遣ひつゝ官民間に數回彷徨するが如き奇談も

あり勸業の志は兎も角も徒に事を繁くして得失相償は

り或は三尺以上の溝が何千何百條ありとぞ之を調査す

るに勞費を要して其結果の左まで實用に益あきもの多

く然も平常實業上に於て最も重要な統計類は却て漢

表を見れば全國の柳の數が何程ありて綿の數が何疋あ

り或は三尺以上の溝が何千何百條ありとぞ之を調査す

出されたる
上の主義にて
の進歩度を
於て一致す

午後二時三十一分

明治廿三年六月廿四日

火曜日

北地の多岐

も散見し

城守府敷地

午後二時三十一分

北地の多岐

も全道

興したるし

朝汽車の運

事業に向て

の多きに確

せざるやにて法典編纂委員会に其筋の人々の中にも

度日を同うして語るべからずと云ふ去りあがら日本

開闢以来未嘗有の大法典にして其字句さへも亦の業人

には解しかねる程の成文律あれば法律書生如何に其遺

の事なればとて一朝一夕に之を讀悉して其意味をも會

得するふとの出來べき必方や相當の時日と講學とを要

せざるべからず然に差督り代理講師の際之を用ひるべしとの

や否やの儀未だ決せざるを以て途方に迷ふものあり

か聞く所に據れば司法省に於てすら未だ孰れとも之を

決せざるやにて法典編纂委員会に其筋の人々の中にも

度日を同うして語るべからずと云ふ去りあがら日本

開闢以来未嘗有の大法典にして其字句さへも亦の業人

には解しかねる程の成文律あれば法律書生如何に其遺

の事なればとて一朝一夕に之を讀悉して其意味をも會

得するふとの出來べき必方や相當の時日と講學とを要

せざるべからず然に差督り代理講師の際之を用ひるべしとの

や否やの儀未だ決せざるを以て途方に迷ふものあり

か聞く所に據れば司法省に於てすら未だ孰れとも之を

決せざるやにて法典編纂委員会に其筋の人々の中にも

度日を同うして語るべからずと云ふ去りあがら日本

開闢以来未嘗有の大法典にして其字句さへも亦の業人

には解しかねる程の成文律あれば法律書生如何に其遺

の事なればとて一朝一夕に之を讀悉して其意味をも會

得するふとの出來べき必方や相當の時日と講學とを要

せざるべからず然に差督り代理講師の際之を用ひるべしとの

や否やの儀未だ決せざるを以て途方に迷ふものあり

か聞く所に據れば司法省に於てすら未だ孰れとも之を

決せざるやにて法典編纂委員会に其筋の人々の中にも

度日を同うして語るべからずと云ふ去りあがら日本

開闢以来未嘗有の大法典にして其字句さへも亦の業人

には解しかねる程の成文律あれば法律書生如何に其遺

の事なればとて一朝一夕に之を讀悉して其意味をも會

得するふとの出來べき必方や相當の時日と講學とを要

せざるべからず然に差督り代理講師の際之を用ひるべしとの

や否やの儀未だ決せざるを以て途方に迷ふものあり

か聞く所に據れば司法省に於てすら未だ孰れとも之を

決せざるやにて法典編纂委員会に其筋の人々の中にも

度日を同うして語るべからずと云ふ去りあがら日本

開闢以来未嘗有の大法典にして其字句さへも亦の業人

には解しかねる程の成文律あれば法律書生如何に其遺

の事なればとて一朝一夕に之を讀悉して其意味をも會

得するふとの出來べき必方や相當の時日と講學とを要

せざるべからず然に差督り代理講師の際之を用ひるべしとの

や否やの儀未だ決せざるを以て途方に迷ふものあり

か聞く所に據れば司法省に於てすら未だ孰れとも之を

決せざるやにて法典編纂委員会に其筋の人々の中にも

度日を同うして語るべからずと云ふ去りあがら日本

開闢以来未嘗有の大法典にして其字句さへも亦の業人

には解しかねる程の成文律あれば法律書生如何に其遺